

令和7年1月市議会 総務委員会資料

請願第2号

「物価上昇に見合う年金引き上げを求める請願」について

目 次	ページ
1 法定受託事務	2
2 国民年金法及び政令の規定に基づく事務	2
3 令和7年度の年金額の改定について	3
4 マクロ経済スライド	4
5 年金額の改定（スライド）のルール	5

市民生活部
令和7年1月

物価上昇に見合う年金引き上げを求める請願

1 法定受託事務

年金制度は国家的な社会保障制度であり、その制度設計と運営は厚生労働省および日本年金機構が担っておりますが、国民年金事業の事務の一部は、地方自治法により法定受託事務として明示されており、市町村は国民年金法第3条及び同法施行令に基づき、当該事務を処理することとされています。このことから、長崎市では、各地域センターにおいて、国民年金の資格の取得、保険料免除の諸届等の受け付けを行い、当課において審査・進達を行っております。

2 国民年金法及び政令の規定に基づく事務

- (1) 資格取得・喪失、種別変更、氏名・住所変更等の届出受理、審査、進達
- (2) 任意加入、資格喪失申出の受理、審査、進達
- (3) 基礎年金番号通知書再交付申請の受付、進達
- (4) 免除・学特等申請の受理、審査、進達
- (5) 付加保険料納付・辞退の申出、届出の受理、審査、進達
- (6) 受給権者からの第1号被保険者期間（任意加入期間も含む）のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等の受理、審査、進達
- (7) 第1号被保険者（任意加入及び高齢任意加入含む）及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書の受理、審査、進達

物価上昇に見合う年金引き上げを求める請願

3 令和7年度の年金額の改定について

- 年金額は、物価や賃金の変動に応じて毎年度改定を行う仕組みとなっており、物価変動率が名目賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、名目賃金変動率を用いて改定する。
- この結果、**令和7年度の年金額は、前年度から+1.9%のプラス改定**となる。

(1) 物価変動率と賃金変動率を比べ

2～4年度前（直近3年度平均）の実質賃金変動率

+ **【▲0.4%】**（令和3～令和5年度平均実績値）

前年の消費者物価指数（CPI）の変動率

↓ **【+2.7%】**（令和6年）

物価変動率

【+2.7%】

前年の消費者物価指数（CPI）の変動率

↓ **【+2.7%】**（令和6年）

名目賃金変動率

【+2.3%】

**物価>賃金のため
賃金変動率を用いる**

(2) マクロ経済スライドによる調整 **【▲0.4%】**

【▲0.4%】 …令和7年度のマクロ経済スライド調整率（▲0.4%）

=被保険者数の変化率（▲0.1%）+平均余命の伸び率を勘案した一定率（▲0.3%）

年金額改定率 **【+1.9%】**

物価上昇に見合う年金引き上げを求める請願

4 マクロ経済スライド

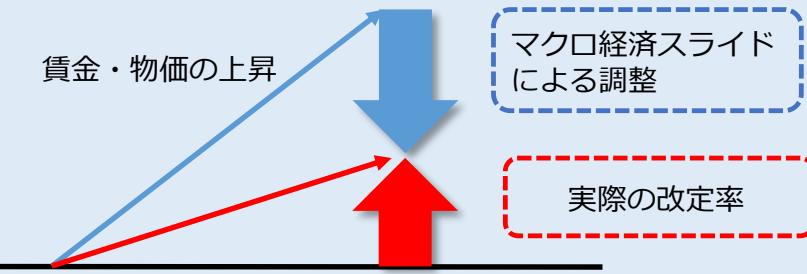
マクロ経済スライドとは、平成16年の年金制度改革で導入されたもので、将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう、最終的な負担（保険料）の水準を定め、その中で保険料等の収入と年金給付等の支出の均衡が保たれるよう、賃金や物価の改定率を調整して時間をかけて緩やかに年金の給付水準を調整する仕組みです。

具体的には、賃金や物価による改定率から、現役の被保険者の減少と平均余命の伸びに応じて算出した「スライド調整率」を差し引くことによって、年金の給付水準を調整します。

なお、このマクロ経済スライドの仕組みは、賃金や物価がある程度上昇する場合にはそのまま適用しますが、賃金や物価の伸びが小さく、適用すると年金額が下がってしまう場合には、調整は年金額の伸びがゼロになるまでにとどめます（結果として、年金額の改定は行われません）。賃金や物価の伸びがマイナスの場合は調整を行わず、賃金や物価の下落分のみ年金額を下げることがあります。

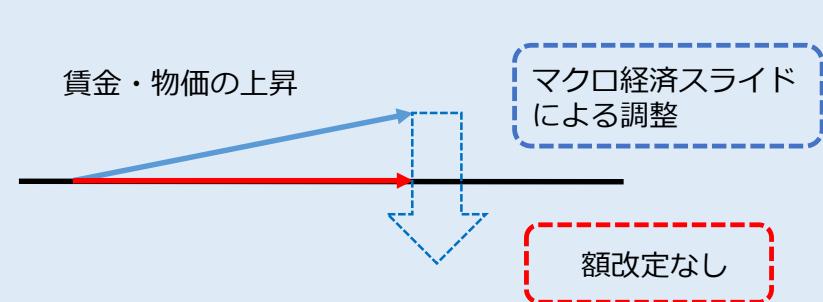
●賃金・物価の上昇率が大きい場合

マクロ経済スライドによる調整が行われ、年金額の上昇については、調整率の分だけ抑制されます。



●賃金・物価の上昇率が小さい場合

賃金・物価の上昇率が小さく、マクロ経済スライドによる調整を適用すると年金額がマイナスになってしまう場合は、年金額の改定は行われません。



物価上昇に見合う年金引き上げを求める請願

5 年金額改定（スライド）のルール

